

外国人を雇用する事業主の皆様へ 不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。平成24年7月から導入された「中長期在留者の在留管理制度」により、在留カードを所持する外国人が就労できるかどうかの判別が容易になっています。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。

不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1

不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例)

- ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2

入国管理局から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

- ・観光等短期滞在目的で入国した人が働く
- ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く

3

入国管理局から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

- ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く
- ・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意！

事業主も
処罰の対象と
なります!!

- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒**3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- ・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒**退去強制の対象**
- ・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒**30万円以下の罰金**

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方入国管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください！

外国人を雇用する際には**在留カード**を確認してください！

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。所持していなくても就労できる場合については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。

外国人を雇用した時は…。

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方には、雇用対策法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられていますので、外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります。）。この場合は、入国管理局への届出は不要です。

「外国人雇用状況の届出」の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



ポイント1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→

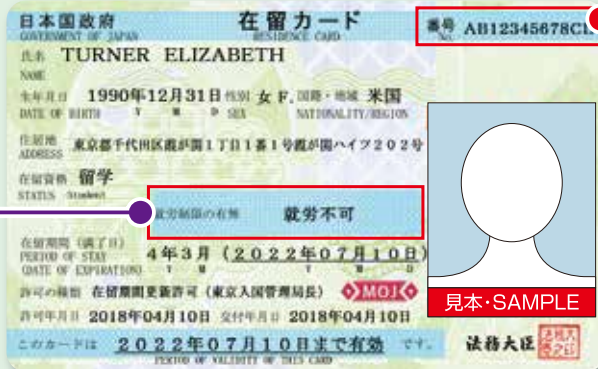
原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - ②「指定書記載機関での在留資格に基づく就労活動のみ可」(在留資格「技能実習」)
 - ③「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
- (②及び③については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。)

※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

入国管理局ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書（以下、「在留カード等」といいます。）の番号の失効情報を確認することができます。「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力していただくと、当該番号が失効していないか又は有効でないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、照会ページ下段に掲載されている「在留カード等の券面に施された偽変造防止対策のポイント」についてもお確かめください。偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方入国管理局にお問合せください。

在留カード等番号失効情報照会ページ <https://lapse-immi.moj.go.jp/>



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

ポイント2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント1で「就労不可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く)」

(①については、複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週 28 時間以内でなければなりません。)

②「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」

(②については資格外活動許可書を確認してください。)

ポイント3 ※仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免許可書を所持している人は、入管法違反の疑いで入国管理局による退去強制手続中であるか、既に退去強制されることが決定した人で、いずれも本来であれば入管の収容施設に収容されるべきところ、健康上の理由等、様々な事情により、一時的に収容を解かれている人です。仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」の条件が付されている場合は、就労することができず、許可書にこの条件が記されていない場合には、在留カードを見ながら、上記のポイント1及び2により、就労可能かどうか、よく確認してください。

別記第六十七号様式 (第四十九条関係)

(表)

省 〇〇第29-00号
年 月 日 2018年5月10日

日本国政府法務省

仮放免許可書

出入国管理及び難民認定法第54条第2項の規定により、仮放免します。

1 氏 名 Taylor Carly

2 生年月日 1985 年 1 月 1 日

3 国籍・地域 〇〇国

4 住 居 地 東京都港区港南5丁目5番30号

5 仮放免の条件: 裏面に記載のとおり。

法務省 入国者収容所長
入国管理局平任査官

入管 太郎

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

仮放免の条件

(1) 住 居 表記住居地に同じ

(2) 行動範囲 住居地の都道府県及び〇〇入国管理局出頭の際の出頭経路

(3) 出頭を命じられたときは、指定された日時及び場所に出頭しなければなりません。

(4) 仮放免の期間 平成30年5月10日〇〇時〇〇分〜平成30年〇月〇日〇時〇〇分まで

(5) その他 職業又は報酬を受ける活動に従事できない。

注 意

ア 住所を変更するときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

イ 旅行等の理由により行動範囲を拡大する必要があるときは、あらかじめ入国者収容所長又は主任審査官の承認を受けなければなりません。

ウ 上記の条件に違反したときは、仮放免を取り消し、保証金の全部又は一部を没収することがあります。

エ 出頭の際は、本許可書を持参してください。

お問合せはこちらへ

外国人在留総合インフォメーションセンター
(平日 8:30 ~ 17:15)

TEL 0570-013904

(IP 電話・PHS からは 03-5796-7112) 又は最寄りの地方入国管理局にお問合せください。